

10月1日から

① 転 出 ・ ② 転 入 などの届け出の際に 本人確認が必要になります

全国的に、本人の知らない第三者が本人に「なりすまし」、勝手に転出届・転入届を役所へ届け出る事件が発生しています。平成15年度には転出届が63件、転入届が71件、平成16年度は12月までに転出届が93件、転入届が92件、市区町村が警察に告発した事件がありました。

このような「なりすまし」による虚偽の転出入などを防ぐために、10月1日から市役所窓口（市民課住民係）へ届け出をされた方の本人確認を、全国一斉に実施することとなりましたので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

本人確認をする届け出

転入届、転出届、転居届、
世帯変更届

本人確認の対象者

窓口へ届け出をされた方

本人確認の方法

① 住民基本台帳カード、パスポート、運転免許証など、官公署が発行し、本人の写真が貼付された免許証や許可証の提示により確認

② ①をお持ちでない場合は次のA、Bのうちから、二種類以上のもの（Aは必ず一種類必要）の提示により確認

A・地方公共団体が発行する健康保険証、年金証書など
B・預金通帳や民間会社の社員証など

③ ①、②をお持ちでない場合は、職員が個人情報や世帯

情報などを聞き取ることで確認

本人確認ができない場合

前述の方法で本人確認ができない場合、または窓口へ届け出をされた方が代理人や使用者の場合は、異動者に対して異動前の住所に届け出受理の通知文書を送ります。

通知文書の届け出に覚えがない場合

通知文書の届け出に覚えがない場合は、第三者が「なりすまし」により、届け出た可能性がありますので、市民課住民係へご連絡ください。

本人確認用書類として「写真付き住民基本台帳カード」のご活用を

最近では、市役所だけでなく、金融機関などでも本人確認用書類の提示を求められる機会が増えてきました。運転免許証などをお持ちで

ない方は、本人確認用書類として、写真付き住民基本台帳カードを取得されてはいかがでしょうか。

●申請から交付まで

写真（縦四・五cm×横三・五cmで申請前六カ月以内に撮影した無帽・正面・無背景のもの）をお持ちの上、市民課住民係で申請してください。申請後、本人確認のため、本人あてに回答書を郵送します。回答書に必要事項を記入・押印し、保険証などを持って窓口へお越しください。回答書と保険証などで本人確認をし、交付します。

※代理人が申請される場合は委任状などが必要になります。
※運転免許証など、写真付きの本人確認用書類をお持ちの方は、その写しをいただくことで、即日交付します。

●手数料

五百円

詳しくは、市民課住民係（内線1411・144）へどうぞ。